

厚生労働省・財務省・国税庁から「インボイス(消費税の適格請求書等保存方式)制度」の開始に向けた周知依頼です。

令和5年10月1日(日)からインボイス(消費税の適格請求書等保存方式)制度が導入されますが、同日から「適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)」となるための登録の期限は、令和5年3月末です。

令和5年3月末に近づくにつれ申請数が大幅に増加することが予想されますので、財務省・国税庁から、できるだけ早く登録の申請を行うよう要請がありました。

制度自体や登録申請に際して必要となる情報は、国税庁の「[インボイス制度特設サイト](#)」内に「[インボイス発行事業者](#)」の登録申請手続きがあります。

また、一般的な質問を受け付ける[チャットボット](#)や[フリーダイヤル](#) 0120-205-553(無料)【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)も開設されていますので、ご活用ください。

さらに、免税事業者やその取引先の対応に関して、各種Q&A([※1](#)、[※2](#)、[※3](#))が公表されていますので、ご参照ください。

【用語の説明】

インボイス(適格請求書)とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

詳細は、リンク先の国税庁サイト「[インボイス制度の概要](#)」、「[インボイス制度特設サイト](#)」をご覧ください。

参照リンク

- ・[国税庁「インボイス制度特設サイト」](#)
- ・[国税庁「インボイス制度の概要」](#)
- ・[国税庁「インボイス発行事業者」の登録申請手続き](#)
- ・[国税庁「令和5年10月 インボイス制度が始まります！\(リーフレット\)」](#)
- ・[国税庁「適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために」](#)
- ・[国税庁「適格請求書等保存方式\(インボイス制度\)の手引き」](#)
- ・[国税庁「適格請求書等保存方式に関するQ&A」](#)
- ・[国税庁「税務相談チャットボット」](#)
- ・[国税庁「軽減・インボイスコールセンター」](#)
0120-205-553(無料)【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- ・[国税庁「インボイス制度に関するQ&A目次一覧」](#)

各種Q&A(※1、※2、※3)

- ・[「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&Aについて」※1](#)
- ・[「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」※2](#)
- ・[公正取引委員会「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」](#)
- ・[「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A\(概要\)」※3](#)

参考ページ等

- ・免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A

【財務省】

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/invoice_qanda.html

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

※ 各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

2022年11月16日